

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	20,770	20,070	700	3.5
(2)産業投資	40	83	△43	△ 51.8
うち 出 資	40	83	△43	△ 51.8
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	650	△650	皆減
うち 国内債	—	650	△650	皆減
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	20,810	20,803	7	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	61,121	57,475	3,646	6.3
(2)産業投資	348	308	40	13.0
うち 出 資	348	308	40	13.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,400	3,900	△500	△ 12.8
うち 国内債	3,400	3,900	△500	△ 12.8
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	64,869	61,683	3,186	5.2

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		28,000	28,000	—
(内訳)	普通貸付（経営改善資金貸付除き）	22,030	22,030	—
	経営改善資金貸付	2,900	2,900	—
	生活衛生資金貸付	1,150	1,150	—
	恩給担保貸付	119	119	—
	記名国債担保貸付	1	1	—
	教育資金貸付	1,800	1,800	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		28,000	28,000	—
(財源)	財政投融资	20,810	20,803	7
	財政融資	20,770	20,070	700
	産業投資	40	83	△ 43
	政府保証	—	650	△ 650
	自己資金等	7,190	7,197	△ 7
	一般会計補給金	268	250	18
	東日本大震災復興特別会計出資金	34	40	△ 6
	エネルギー対策特別会計補給金	—	0	△ 0
	財投機関債	1,700	1,700	—
	貸付回収金	23,752	23,592	160
	借入金等償還	△ 19,024	△ 18,817	△ 207
	その他	459	431	28

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

(官民役割分担の状況)

「行政改革推進法」及び「日本政策金融公庫法」により、政策金融の機能は、「国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能」に限定され、平成20年10月に発足した株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）が、「国民一般の資金調達を支援するための金融の機能を担う」とされた。

これは、当業務の主な対象層である小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、民間金融で十分に対応できない分野であると認められたことが背景にあり、当業務は「民間金融市場の補完」に該当する。

さらに、創業分野は民間の投資マーケットが十分に形成されていないことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

(官民のリスク分担の状況)

前1. のとおり、当業務の主な対象層である小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、また、創業分野においては民間の投資マーケットが十分に形成されていないことを踏まえると、当業務は、民間金融では対応しがたい分野を担っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

(重点化・効率化の状況)

前2. のとおり、官民の適切な役割分担の下、「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）における財政投融資の対象として今後期待される財政投融資の対象分野のうち、次の4分野について重点化を図っている。

- ①産業競争力強化のための新事業や新たな技術開発
- ②ベンチャー企業や中堅・中小企業による事業の発展を目指した長期投資
- ③アジアを中心とした海外の成長の取込みに向けた企業の海外進出
- ④地域産業の成長・雇用の維持創出や新たな活力ある地域づくり

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度においては、小規模事業者の景況が依然として厳しい状況が継続していること等を踏まえ、小規模事業者の支援に万全を期すべく、十分な貸付規模が確保されたものの、一時的に業況の悪化した小規模事業者からの資金需要に落ち着きがみられたこと等から、事業計画までの資金需要は発生せず、結果として、財政投融資に運用残が生じた。

一方で、創業企業の資金調達や、小規模事業者の事業拡大、事業承継及び事業再生等に係る資金需要に対し、引き続き的確に対応するとともに、平成30年7月豪雨により被災した小規模事業者の復旧及び復興支援にも迅速に対応する等、政策金融機関として、求められる役割を積極的に果たしたものと考えている。

令和2年度の貸付規模については、小規模事業者の景況について、足元持ち直しの動きに足踏みがみられることや、令和2年度においても、消費税率引上げに伴う需要変動等に対し、引き続き機動的な対応を図る必要があること等を踏まえ、小規模事業者の資金調達に支障を来すことのないよう、2兆8,000億円を要求している。

令和2年度の財政投融資の規模については、自己資金の十分な精査の結果を踏まえて、2兆810億円を要求している。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	3,334億円	1,850億円	3,323億円
運用残率	(16.0%)	(9.5%)	(17.0%)

(注) 「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業や新事業、企業再生等の局面にある小規模事業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融検査上自己資本と看做しうる資金を公庫から供給することにより、小規模事業者の財務体質を強化するとともに、当該資金を呼び水として民間金融機関からの資金調達を誘発するべく、「挑戦支援資本強化特例制度」が平成24年度に創設された。

(2) 必要とする金額の考え方

本制度は、ア. 長期にわたって元本の償還がない、イ. 倒産時において償還順位が他の全ての債権に劣後するという制度設計としているため、公庫は通常の融資制度に比べて高いリスクを負うこととなる一方、ウ. 決算毎の売上高減価償却前経常利益率に応じて利率が変動する「成功払い型金利」等の制度設計となっており、本制度の貸付を実行するための原資については、財政投融资特別会計（投資勘定）による出資で手当てすることが必要であると考えている。

令和2年度は、本制度の貸付を実行するための貸付原資として、平成30年度の融資実績等を勘案し、40億円を要求している。

(3) 見込まれる収益

本制度では、利用先ごとの売上高減価償却前経常利益率が低い場合は、利息収入が減少するが、逆に高い場合であれば、より多くの利息収入を期待できる金利設計となっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本制度は、金融検査上自己資本と看做しうる資金を供給し、小規模事業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑化することを目的としており、民間金融機関の呼び水効果が高い制度となっている。

2. リスク管理体制

本制度の貸付に当たっては、申込先が事業計画書を作成することを必須とし、当該計画書に基づき計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還の見通しを十分に見極めている。

また、貸付契約時において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、貸付実行後の適切なモニタリングの継続を担保している。

さらに、貸付後に2期又は3期連続で売上高減価償却前経常利益が赤字となった先に対し、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等の仕組みを設けることにより、適切な債権管理を行っている。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務))

1. 令和2年度における財投機関債の発行内容

(発行予定額・発行形態等)

発行予定額：1,700億円

発行形態：公募型普通社債 (SB型)

(参考) 令和元年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発行予定額：1,700億円

発行形態：公募型普通社債 (SB型)

2. 要求の考え方

令和2年度の貸付から生じるキャッシュフローを見込んだ結果、ALMの観点から、引き続き、資金調達年限の多様化を図る必要があること等の観点から、財投機関債の発行を予定している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

ア 創業支援

＜「成長戦略フォローアップ」における記載内容＞

- ・（前略）地域で成長志向の創業を行おうとする起業家への支援を強化する。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、創業企業に対する創業後の業績に応じた貸付利率の引下げ措置の導入を日本政策金融公庫（国民一般向け業務）から要求。

イ 事業承継支援

＜「経済財政運営と改革の基本方針2019」における記載内容＞

- ・事業承継については、事業承継税制の活用促進を図りつつ、10年程度の集中実施期間で予算、税制などの総合的な支援を強力に進める。特に、第三者承継や経営資源引継ぎ型の創業を後押しするため、M&Aを通じた事業再編やマッチングへの支援を促進する。

＜「成長戦略フォローアップ」における記載内容＞

- ・2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、技術・ノウハウを有する中小企業・小規模事業者の事業を承継する者に対する貸付利率の引下げ措置の導入を日本政策金融公庫（国民一般向け業務）から要求。

ウ 最低賃金の引上げ支援

＜「経済財政運営と改革の基本方針2019」における記載内容＞

- ・（前略）企業の生産性の向上や賃上げに向けた財政的なインセンティブ等を通じて賃上げの流れが確実に継続するよう促すとともに、引き続き、経済成長率の引上げや中小企業・小規模事業者を中心とする生産性の底上げを支援しつつ、最低賃金の力強い上昇を実現していく。

＜「成長戦略フォローアップ」における記載内容＞

- ・経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。

＜要求内容＞

- ・上記記載内容を踏まえ、最低賃金の引上げに取り組む者に対する貸付利率の引下げ措置の導入を日本政策金融公庫（国民一般向け業務）から要求。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務））

[施策名：普通貸付]

1. 政策的必要性

独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展等に資することを目的とする。

小規模事業者の経営は多種多様であり、資金ニーズも多種多様なものとなっているが、そのニーズに柔軟に対応し、小規模事業者の経営の安定化に資する貸付制度である。

小規模事業者の景況について、足元持ち直しの動きに足踏みがみられることや、令和2年度においても、消費税率引上げに伴う需要変動等に対し、引き続き機動的な対応を図る必要があること等を踏まえ、小規模事業者の資金調達に支障を来すことのないよう、令和2年度の貸付規模については、2兆4,930億円を要求している。

2. 民業補完性

小規模事業者は、信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、一般の金融機関では対応しがたい対象層であることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

さらに、創業分野は、民間の投資マーケットが十分に形成されていないことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、小規模事業者の経営の安定化等に役立っている。

<過去5年間の貸付状況>

平成26年度	250,345件	2兆1,835億円
平成27年度	250,936件	2兆517億円
平成28年度	263,441件	2兆1,806億円
平成29年度	255,270件	2兆1,003億円
平成30年度	243,230件	1兆9,082億円

<貸付残高（平成31年3月31日現在）>

1,048,712件 5兆8,626億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めており、担保等により必要な保全策も図る等、償還確実性に配慮した審査に努めている。

[施策名：生活衛生資金貸付]

1. 政策的必要性

一般の金融機関から融資を受けることが困難な生活衛生関係営業者に対して資金供給を行い、衛生水準の向上及び設備の近代化を促進することを目的とする。

生活衛生関係営業者は、小規模事業者の中でも零細な事業者が多いことから、生活衛生関係営業者の資金調達に支障を来たすことのないよう、令和2年度の貸付規模については、1,150億円を要求している。

2. 民業補完性

生活衛生関係営業者は、小規模事業者の中でもとりわけ信用力・担保力が弱く、情報の非対称性により、一般の金融機関では対応しがたい対象層であることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

さらに、創業分野は、民間の投資マーケットが十分に形成されていないことから、当業務が行う創業時の資金調達の支援は「民間資金の誘発効果」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの成長制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、生活衛生関係営業者の衛生水準の維持・向上に役立っている。

<過去5年間の貸付状況>

平成26年度	9,444件	526億円
平成27年度	11,755件	642億円
平成28年度	13,783件	807億円
平成29年度	14,107件	822億円
平成30年度	14,410件	825億円

<貸付残高（平成31年3月31日現在）>

74,461件 3,281億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めており、担保等により必要な保全策も図る等、償還確実性に配慮した審査に努めている。

[施策名：恩給担保貸付]

1. 政策的必要性

「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給や共済年金等の受給者に対し、その恩給や共済年金等の受給権を担保として事業資金や消費資金を融通し、当該受給者の生活安定を図ることを目的としている。高齢化社会の進展に伴い、高齢者のライフスタイルは多様化しており、様々な資金ニーズが生じている。しかし、これらの高齢者については、年齢や収入状況等を理由に、一般の金融機関から融資を受けることが困難なケースも多くみられることから、こうした高齢者の資金需要に柔軟に対応し、生活安定を図るための貸付制度である。

令和2年度の貸付規模については、足元の利用状況等を踏まえ、119億円を要求している。

2. 民業補完性

法令により、当公庫（※）以外が恩給や共済年金等の受給権を担保とすることは禁じられており、一般の金融機関から融資を受けることが困難な恩給や共済年金等の受給者に対して、当公庫が融資を行うことにより当該受給者の生活安定に寄与していることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

（※）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、恩給や共済年金等の受給者の金融手段として貢献している。

<過去5年間の貸付状況>

平成26年度	26,280件	107億円
平成27年度	24,464件	89億円
平成28年度	22,017件	78億円
平成29年度	19,786件	64億円
平成30年度	17,011件	67億円

<貸付残高（平成31年3月31日現在）>

26,377件 73億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、審査により利用者の必要額や無理のない貸付額を見極めるとともに恩給や共済年金等の受給権を担保として保全を講じており、償還確実性に懸念はない。

[施策名：記名国債担保貸付]

1. 政策的必要性

次に掲げる法律に基づき発行された国庫債券を受領した者のうち、事業資金を必要とする者であって一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものに対し、その国庫債券を担保として資金を融通し、もって国民経済の健全な発展等に資することを目的としている。

- (1) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）
- (2) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）
- (3) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）
- (4) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号）
- (5) 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）

令和2年度の貸付規模については、戦没者の遺族等への資金供給に支障を来たすことのないよう配慮しつつ、足元の利用状況等を踏まえ、1億円を要求している。

2. 民業補完性

法令により、当公庫等（※）以外が記名国債を担保とすることは禁じられており、当公庫が戦没者の遺族等に安定的で低利の融資を行う必要があることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

（※）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫等。以下同じ。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、戦没者の遺族等の行う事業の安定化に役立っている。

<過去5年間の貸付状況>

平成26年度	12件	21百万円
平成27年度	2件	3百万円
平成28年度	44件	11百万円
平成29年度	22件	7百万円
平成30年度	5件	3百万円

<貸付残高（平成31年3月31日現在）>

84件 27百万円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、審査により利用者の必要額や無理のない貸付額を見極めるとともに国庫債券を担保として保全を講じており、償還確実性に懸念はない。

[施策名：教育資金貸付]

1. 政策的必要性

一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般の資金調達を支援するための金融の機能として、小口の教育資金を貸し付ける業務を行うことにより、家庭の経済的負担を軽減し、教育の機会均等の確保に寄与し、もって国民生活の向上に寄与することを目的としている。

令和2年度の貸付規模については、足元の利用状況等を踏まえ、1,800億円を要求している。

2. 民業補完性

一般的に、教育ローンは「資金ニーズが小口」であるなどの理由により、一般の金融機関にとって融資判断等に投入する費用と効果が見合わないという問題が構造的に存在している。このため、一般の金融機関の教育ローンへの取組姿勢には、ばらつきがあり、一般の金融機関だけでは教育資金のニーズに対して十分に対応することは困難であることから、公的機関の関与による民業補完が必要である。

また、当施策は、家庭の経済的負担の軽減及び教育の機会均等の確保に寄与しており、これにより、所得格差拡大の防止にも貢献している。さらに、子育て世代の経済的負担の軽減を通じて、少子化対策の一助となる政策性も有していることから、本貸付制度は、「民間金融市場の補完」に該当する。

3. 有効性

民間金融を補完しながら、資金面からの制約を解消する役割を果たした結果、利用実績は次のとおりとなっており、教育費にかかる家庭の経済的負担の軽減等に大きく寄与している。

<過去5年間の貸付状況>

平成26年度	124,871件	1,812億円
平成27年度	121,902件	1,743億円
平成28年度	119,127件	1,714億円
平成29年度	120,294件	1,749億円
平成30年度	118,628件	1,710億円

<貸付残高（平成31年3月31日）>

924,645件 9,533億円

4. その他

当業務では、融資にあたっては、利用者の返済能力にかかる審査を十分に行うことにより、不良債権の発生抑止に努めており、併せて、必要な保全策も講じていることから、償還確実性に懸念はない。

30年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）)

1. 決算についての総合的な評価

平成30年度は、成長戦略に基づく取組みとして小規模事業者及び創業者の資金需要並びに平成30年7月豪雨により被災した小規模事業者の復旧及び復興需要等に対して適切に対応した結果、資金運用収益1,119億円の計上等により、経常収益は1,372億円となった。一方、融資先の倒産増加等を背景に、貸倒引当金繰入額569億円の計上等により、経常費用は1,469億円となった。

この結果、経常損失は96億円となり、特別損益を含めた当期純損失は100億円となった。ただし、出資金を288億円受け入れ、資産超過(純資産8,545億円)となっていることから、財務の健全性に問題はない。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・純資産の状況

予算・決算比較貸借対照表

(単位：億円)

	平成30年度		
	当初予算額 (A)	決算額 (B)	増△減 (B-A)
[資 産 の 部]			
現 金 預 け 金	289	519	230
貸 出 金	75,298	70,104	△5,194
そ の 他	243	43	△199
資 産 合 計	75,830	70,667	△5,163
[負 債 及 び 純 資 産 の 部]			
借 用 金	59,253	54,986	△4,267
(うち財政融資資金借入金)	57,940	53,673	△4,267
社 債	7,302	6,503	△799
そ の 他	706	632	△74
(負 債 合 計)	67,261	62,121	△5,139
資 本 金	11,522	11,664	143
資 本 剰 余 金	1,815	1,815	-
利 益 剰 余 金	△4,768	△4,934	△166
(純 資 産 合 計)	8,569	8,545	△24
負 債 ・ 純 資 産 合 計	75,830	70,667	△5,163

○ 資産の減少 (△5,163億円)

貸付実績が計画を下回ったこと等による貸出金残高の減少 (△5,194億円) 等

○ 負債の減少 (△5,139億円)

貸付実績が計画を下回ったこと等に伴う財政融資資金借入金の運用残による借入金残高の減少 (△4,267億円) 等

(2) 費用・収益の状況

予算・決算比較損益計算書

(単位：億円)

	平成 30 年度		
	当初予算額 (A)	決算額 (B)	増△減 (B-A)
経常収益	1,586	1,372	△214
貸出金利息	1,328	1,119	△209
その他の	258	253	△4
経常費用	1,557	1,469	△89
資金調達費用	159	60	△99
営業経費	810	723	△88
貸倒引当金繰入額	443	569	126
貸出金償却	131	107	△24
その他の	14	10	△4
経常利益	29	△96	△125
特別利益	-	0	0
特別損失	-	4	4
当期純利益	29	△100	△129

- 経常収益の減少 (△214億円)
貸出金利回りの低下等による貸出金利息の減少 (△209億円) 等
- 経常費用の減少 (△89億円)
借入金利回りの低下等による資金調達費用の減少 (△99億円) 等